

新郷村広報紙広告掲載事業実施要綱

新郷村要綱第 5 号

令和 6 年 3 月 1 5 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新郷村が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）に民間企業等の広告を掲載することにより、地域経済の活性化を図るとともに、村の新たな財源の確保を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「広告掲載」とは民間企業等の広告を広報紙に掲載し又は掲出することをいう。

(規制業種又は事業者)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する業種（以下「規制業種」という。）の広告掲載については、これを承認しない。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種及びこれに類するもの
- (9) 新郷村暴力団排除条例（平成 23 年新郷村条例第 11 号）に規定する暴力団・暴力団員等に該当しないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと村長が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告掲載については、これを承認しない。

- (1) 村税を滞納している事業者
- (2) その他広告掲載者として適当でないと村長が認めるもの
(広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料)

第 4 条 広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料は、別表 1 のとおりとする。

(募集の方法)

第 5 条 広告掲載希望者の募集は、募集する広告の位置や規格等の必要事項を広報紙及び村ホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第 6 条 広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、新郷村広報紙広告掲載申込書（様式第 1 号）に掲載しようとする広告の版下原稿に電子データを添えて、掲載を希望する月の前月の 1 日までに村長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 村長は、前条の規定による申し込みがあったときは、広報紙主管課が別表2の各項目について検討し、速やかに広告掲載の可否を決定しなければならない。また、内容の訂正・削除等が必要な場合には、その旨を申込者に依頼することとし、依頼を受けた申込者は、正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を承認したときは、申込者に対して、新郷村広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者にその結果を通知しなければならない。

3 広告の掲載を承認しないときは、申込者に対して新郷村広報紙広告非掲載決定通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条の規定により広告掲載の決定の通知を受けたもの(以下「広告主」という)は、広告掲載料を村長の指定する期日までに一括納付しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めた時は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第9条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなかつたときは、広告掲載料を還付することができるものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

2 当該広告原稿の作成経費は広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が、第3条の規定に違反すると判断したとき。
- (2) 広告主が広告原稿を期日までに提出しなかつたとき。
- (3) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかつたとき。
- (4) 前2号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

2 村長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、新郷村広報紙広告掲載決定取消通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

掲載位置	規格（縦×横）	掲載期間	広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）
村が指定する ページの最下段	1号広告 46mm×168mm 程度	月号単位	1号広告 月額5,000円
	2号広告 46mm×84mm 程度		2号広告 月額2,000円

別表2（第7条関係）

(1) 広告の内容が、次のいずれかに該当するもの	<p>ア 村の公平性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの</p> <p>イ 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの</p> <p>ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの</p> <p>エ 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの</p> <p>オ 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に類するもの</p> <p>カ 政治活動又は宗教的活動に関するもの</p> <p>キ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの</p> <p>ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの</p> <p>ケ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの</p> <p>コ 村の広告掲載の円滑な運営に支障をきたすもの</p> <p>サ 社会的に不適切なもの</p> <p>シ 国内世論が大きく分かれているもの</p> <p>ス 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの</p>
(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの	<p>ア 誇大な表現</p> <p>イ 射幸心を著しくあおる表現</p> <p>ウ 虚偽の内容を表示するもの</p> <p>エ 法令等で認められていない業種・商法・商品</p> <p>オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等</p> <p>カ 責任の所在が明確でないもの</p> <p>キ 人材募集広告等で労働基準法等関係法令を遵守していないもの</p>
(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの	<p>ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの</p> <p>イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現</p> <p>ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現</p> <p>エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの</p> <p>オ ギャンブル等を肯定するもの</p> <p>カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの</p>
(4) その他	<p>広告として不適当であると村長が認めるもの</p>